

〔史料紹介〕

阿部正功の誕生と成長の記録 (1)

—白河藩侍医の日記より—

丸山 美季

はじめに

当館では、武蔵国忍（埼玉県行田市）、のち陸奥国白河（福島県白河市）、次いで同国棚倉（福島県東白川郡棚倉町）を所領とした一〇万石の譜代大名阿部家に伝来した阿部家文書を収蔵している。それに関連する史料として、二〇〇八年に白河領時代の藩医の記録四冊を古書店から購入した。その後しばらく当該史料の解説、分析には着手できていなかったが、このたび読み進めると、藩医によって、阿部家第一五代当主正耆の男子の出生前からの診察、出生後の健康状態、さらに御七夜、宮参りなどの通過儀礼も交えて詳細に記録された、大変興味深い史料であることがわかってきた。本稿では、これらのうち、光之介（後の一八代当主正功、一八六〇～一九二五）の出生に関する記録について、取り上げることにした。筆者は、近年、草創期の人類学、考古学研究に大きな足跡を残したものの、一般には知られていない阿部正功についての事績を明らかにする研究を進めており、正功の生涯を知る上でも重要なものである。そこで以下、正功の誕生に関する藩医の記録を紹介するが、紙幅の都合もあるので、今回と次号の紀要の二回にわけて述べることにしたい。

一、史料の概要と記録者

(一) 史料の概要

四冊の史料の概要を示すと、以下のようである。

① (表紙) 「安政四年丁巳三月 別日記 白河侍医」

法量：縦二四・〇×横一六・五cm、丁数三六

・一〇一四丁：安政四年（一八五八）二月の正耆の召仕女中八重の懐

妊から、五月二二日の男子（法号浄信院）出生、二五

日の死去までの記録。

・一四丁～三六丁：「安政六年己未別日記」

記載期間：安政六年（一八五九）八月四日～同七年（一八六〇）五

月四日

② (表紙) 「万延元庚申第式五月別日記 白河侍医」

法量：縦二四・〇×横一六・五cm、丁数四三

記載期間：万延元年（一八六〇）五月一日～同二年（一八六一）八

月二三日

③ (表紙) 「文久元辛酉年第三八月廿四日 別日記 白河侍医」

法量：縦二四・〇×横一六・五cm、丁数四〇

記載期間：文久元年（一八六一）八月二四日～同三年（一八六三）

五月二日

④（表紙）「文久三癸亥五月 別日記」

法量：縦二四・〇×横一六・五cm、丁数一〇

文久三年（一八六三）正耆の召仕女中弦尾の懐妊から、一〇月三日の男子倅之助出生、二三日の死去までの記録。

以上の内、①の後半部分および②、③の史料が、阿部正功の出生・成長に関する記録である。今回、翻刻、紹介するのは、①の後半部分「安政六年己未別日記」である。

（二）記録者について

本史料を記録したのは、白河藩の藩医であった、乗附為春と樋口昭之の二人である。白河藩の藩医の体制がどのようなであったかについてはよくわかっていないが、奥医師、奥医師並、表医師、表医師見習という役職があったようである。^④この時期の医師の構成を示したのが表1である。

表1 白河阿部家医師構成（安政7年）

役職	名前	職録
奥医師	乗附為春	高100石
	佐々木道躰	高200石
奥医師並	樋口昭元	13人扶持
	土橋良英	高150石
	佐々木龍庵	金5両2人扶持
表医師	小野丹下	5人扶持ほか役料
	町川春格	9人扶持
	武藤良澤	高100石
	大河原安節	10人扶持
表医師次席	鈴木玄学	高80石

出所「安政七庚申星舎孟春正月筆記白陽藩分限并席順表」(学習院大学史料館所蔵)

乗附為春は、先祖から医師の家系で、五代目にあたる。^⑤文政三年（一八二〇）に医業修行で、江戸へ出て、松平豊後守（薩摩藩九代目藩主島津斉宣、一七七四～一八四一）医師河村宗胆^⑥方の内弟子となった。なぜ薩摩藩の医師にいたのか。その理由は判然としないが、第一代当主正篤（在職一八二三～四三）の正室が島津斉宣の娘聡（後の聡徳院）

であった関係からであろうか。文政九年（一八二五）三月家督を継ぎ、六月に又玄という名から曾祖父の名前為春と改名、同一年（一八二七）に奥御医師並となる。天保三年（一八三三）には、家中療治出精につき奥医師本席、新知七〇石を賜る。同二年、第二代当主正備参府の節には供をして江戸へ行き、国元にいるときには出仕を命じられている。弘化三年（一八二八）一二月に加増二〇石、長年の格別繁勤に対して、安政六年（一八五九）に一〇石の加増を受けている。

一方、樋口昭元は、もとは白河の町医師であった。^⑦文政二年（一八二七）五月に益々医業出精につき肝煎、苗字帯刀御免をゆるされ、同年二月町医師肝煎となる。天保六年（一八三六）一二月晦日、御家中療治出精につき表御医師格となり、同一〇年（一八四〇）表医師、弘化三年（一八二八）一二月奥御医師格に昇った。さらに嘉永二年（一八四八）三月奥御医師並となった。優秀なため、町医師から取り立てられ、奥医師並に昇進したのである。以上のような履歴から、乗附為春、樋口昭元共に優秀な医者であり、信用を受けていた者たちであったことが窺える。

二、翻刻

〔凡例〕

- 一、翻刻にあたって、原本の体裁をできるだけそのままにとめた。
- 一、史料には、適宜読点（・）・並列点（、）を付した。
- 一、著者による訂正が数か所見られるが、訂正後の語句のみを翻刻した。
- 一、用字は原則として、常用漢字に直し、変体仮名も現在の表記に改めた。但し、助詞の「江」、「而」、「茂」、「者」、「与」はそのままとし、小字で記した。
- 一、合字の「方」は、そのままとした。
- 一、判読不明の文字は、■（字数分）で示した。
- 一、躍り字は原本通りとし、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、二字以上は「く」に改めた。

一、欠字は一字あけとした。
 一、史料の理解を助けるために、人名と医療関係用語に注を付した。

〔翻刻〕

安政六年己未別日記

八月四日

弦尾儀未¹夕耽与不相分候得共、懐妊之様子
 御座候ニ付、平生之食物心付候様、左之通書付
 東左衛門殿江差出申候

覚

一長芋	一干へう	一椎茸
一大根	一せんまい	一菜
一三ツ葉	一河茸	一くるミ
一豆類	一赤豆	一こんふ
一こま	一にんしん	一牛房
一蓮根	一あらめ	一若め
一しみこんにやく	一麩の類	一葛粉
一いんけん	一茄子	ぬか漬は不宜
一きふり	一白うり	一冬瓜
一夕かほ	一西瓜	一里いも
一ゆり	一ねぎ	一初茸
一くり	一豆腐	一油あけ
		度々者 不宜
一玉子	一とちよう	一やまめ
一くき	一鯉	一鮒
一あわび	一たひ	一平め

一しゝミ 一ほうほふ 一石附
 一かれい 一するめ 一すゝき
 一黒から 一あら 一生りふし
 右之品日々代く給候者よろしく、魚類^者
 四、五日目位^ニ給候宜御座候

禁物覚

一慈姑	一蕨	一木くらけ
一わさび	一銀杏	一こんにやく
一あかから	一からし	一唐なす
一山椒	一唐からし	
一蛸	一松魚	一あゆ
一ふり	一まくろ	一さけ
以上		

九月朔日

一弦尾儀同役不残致診察候所、弥懐妊相違無
 御座、五月ニ相成候旨東左衛門殿²江為春罷出申述候
 同廿日

一今日就吉辰、弦尾着帯内祝有之、御手元
 御用人兩人吟味役不残為春・昭元頭取不残
 女中不残於御台子頂戴、左之通

平	玉子	かんへう	御汁	いも
な	椎茸	長いも	豆ふ	

御皿	鮭	御飯
御香之物		
御酒		

右之通

同七年庚申正月

廿三日 今曉寒威凜烈 弦尾事

今曉八半時過方俄ニ催生致し、七半時過出產、

御男子様御誕生被遊候、来二月之御臨月

御座候故、御體御十分御肥被遊候与申二者

無御座候得共、御生下御啼声御高ク御血

色も御宜、御物體先御相応被為人候、其程

マクリ三も差上候所、能被召上、御小水も御通し

被遊、夕刻御大便も御通し被為在候

一、今朝、為春・昭元兩人共

御出生様御付と者不被仰出候得共、其心得二

相勤候様、甚五左衛門殿被達候旨、軍右衛門殿

被 仰聞候

一、当分之内老入ツ、毎日罷出候様、道躰六、良英七

是迄之心得二宜、龍庵五召出候二不及候旨

東左衛門殿御達

一弦尾事、輕産故、異状も無御座候、桂苳

丸料相拵候

廿四日

御出生様何も御異状も不為在、マクリも能

被召上、御兩便御通も沢山度々被為在候、

夕刻、佐坂河二郎妻御乳付申上候所、直ニ

御吞付被遊能被召上候、夜分も度々被召上候

廿五日

御出生様何之御異状も不被為在候、御乳益

被召上候、昼後御湯差上候

廿六日

御臍帶御退り被遊、御臍輪御く、りも

御宜御燥被遊候

廿九日

一、御七夜ニ付、從

殿様 御出生様江御名 光之介様与被進候

一、右同断二付、於御台子御手元兩人吟味役不殘

為春・昭元、頭取三人、女中迄頂戴左之通

御吸物 玉子 青な 御口取 青茸 玉子 かんせきくるみ

御酒 御平 玉子 な 御汁 豆腐

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

御猪口 ねき 御飯 長いも 御飯

不被為在候、九半時頃少々被召上、其後夜分

兩度御相応^ニ被召上、御兩便御通しも被為在候、

四日朝、御乳被召上、格別御替り被遊候御様子も不

被為在候得共、何^与なく御氣元薄ク被為人様^ニ

奉伺候、以上

一、御乳御吞付御六ヶ敷、種々御塩梅仕候^而、乳首

とくと御舌上^江届候へハ被召上候

一、御大便今朝忝度、御小水ハ度々被為在候

一、兩人共詰切、夜七半時頃昭元引取、為春泊番仕候

道躰、良英、龍庵も拝診罷出候

一、御容兒何^与なく御憔悴被遊候、夜七時頃余程

御乳汁被召上候

五日

一、今朝、為春拝診仕候所、先々御同様被入其程御乳も

召上候、一体ニ御啼被遊候事与稀^ニ而兎角御静ニ被為人候

一、今朝、昭元拝診仕候処、先御同様ニ被為人候得共、御小用忝度

被為有候得共、御大便^者昨日方昨夜^茂不被為有候処、

今日兩度被為有、猶又夜中忝度被為有候、御乳昼

前度々被召上候、昼後方夕刻迄又々不被召上候処

夜分ニ相成、四度御沢山被召上候、昭元泊番仕候

六日

一、今朝、昭元拝診仕候処、昨日方御様子^茂御宜、御乳^茂

御十分被召上候

一、昼後方御乳六度被召上、御小水度々御通被遊候、夜中

穩ニ御寝被遊候、為春泊番仕候

七日

一、今朝拝診仕候所、何之御異状も不被為在、夜中三度御乳被

召上、御大便忝度御通し被遊候、先々昨朝御同様之御模様

^ニ別して陽氣増申候^与申ニも無御座候

一、今朝拝診仕候所、御異状^茂不被為在、御大便又忝度御通

被遊候、昨夜昭元泊番仕候

八日

一、今朝拝診仕候所、何之御異状^茂不被為在、夜中御乳五度

被召上候、是迄^方者^茂召上付候^茂宜被為人、少々御陽氣御増

被遊候様ニも拜見候

一、今朝拝診仕候所、御異状^茂不被為在候、御乳昼夜^ニ而十度

被 召上、御大便御通し無御座、御小水ハ度々被為在候

一、御出生様被為在候ニ付、為御祝金百疋被下置、別段

御不快ニ付、骨折相勤候付、金百疋被下置候

為春

右之趣、東左衛門殿御達

九日

一、今朝拝診仕候所、御異状も不被為在、御容子宜被為在候、今

早朝御大便御通し被為在候

一、今朝拝診仕候所、御異状も不被為在、御乳茂能被召上候

処、九時過御吐乳被遊候、御乳者猶又直被召上候、奇

心丸¹³差上候、当四日方御通御間遠ニ被在候ニ付、マクリ、大

黄加入、折々差上置候

十日

一、今朝、昭元拝診仕候所、御異状不被為在候、昨夜御大便少々

ツ、七度程被為有候、御乳召上り付候^茂宜度々被召上候、

少シ御腹力無為付候様奉診候

一、拝診仕候所、御異状も不被為在、付々御咳被遊候ニ付、二陳湯¹⁴

加、五味桑白皮調上仕候、御通しも度々被為在候ニ付、先マクリ^者

差上不申候、九時過少々御吐乳被遊、又直ニ被召上候、昼後

兩度御吐乳被遊候、全ク御咳ニ¹⁵上被遊候事^与相伺候

乳も度々沢山被召上、夜分も御同様、御大便少々ニて兩度

被為在候

泊 為春

十一日

一、今朝拝診仕候所、御容子余程御宜奉伺候、外御異状不被為在

御咳も昨夜中与御少く被為入候

今朝拝診仕候所、御異状不被為在候

泊 昭元

十二日

一、今朝拝診仕候所、御容子茂御宜御異状不被為在、昨夜茂

御咳御少く被為入、御通し茂御兩度被為有、別^而御乳茂

被為遣候御様子ニ被為入候

一、昼頃拝診仕候所、御異状不被為在候

泊 為春

十三日

一、今朝拝診仕候所、御異状不被為在、昨夜中御乳能

被召上、御大便一度御通し被遊候

一、今朝拝診仕候所、御異状不被為在候

泊 昭元

十四日

一、今朝拝診仕候処、御異状不被為在候、御乳能被召上

昨夜中御咳茂至^而御少、近々御容子御宜奉診候、御

大便昨夜御通不被為有、今朝少々被為在候

昼後、御大便兩度沢山御通被遊、御乳も能被召上候

泊 為春

十五日

今朝拝診仕候所、何之御別条茂不被為在、御容子まつく

御宜被為入候

一、昼頃、拝診仕候所、御異状不被為在、益御様子御宜被為

入候

一、光之助様御義、近々御容子茂御宜被為入候ニ付、今日方

泊り番御免被成候間、兩人申談、昼前・昼後壹度

ッ、拝診候様、軍右衛門殿御達被成候

十六日

今朝拝診仕候所、益御容子御宜被為入候

為春

十七日

今朝拝診仕候処、御異状不被為在、益御容子御宜

被為入候

十八日

今朝拝診仕候所、御別条不為在、御乳も能被召上、御

大便御通しも度々被為在候

十九日

今朝拝診仕候所、御異状不被為在、御乳も能被召上候、御

大便昨夜不被有候所、昼前沢山御通し被為在候

廿日

今朝拝診仕候所、御異状不被為在、御乳も被召上御大

便御通しも宜被為在候

廿一日

今朝拝診仕候所、御異状不被為在候、御乳茂能召上り

御通し茂被為有候

廿二日

今朝拝診仕候所、御異状不被為在候

廿三日

今朝拝診仕候所、御異状不被為在候

一、今朝五半時御供揃^{二而}御宮御參詣被遊、御帰り掛甚五左衛門殿^江

御立寄被遊、四半時過御帰殿被遊候、御帰後御居間御次^{二而}一同

恐伏申上候、御供乗附氏 為御祝御酒、御吸物、御赤飯頂戴仕候

御吸物

青葉

御酒

御皿

蓮根

長芋

こんふかけ

今朝拝診仕候所、御異状不被為在候

廿五日

為春

昭元

昭元

為春

昭元

為春

昭元

為春

昭元

為春

昭元

為春

今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	十日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
廿六日	為春	昼後、拝診仕候所、御異状不被為在候		
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	十一日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	為春
廿七日		十二日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	十三日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
廿八日		十四日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	十五日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
一、今夕前大奥御年寄衆、御用人衆頂戴有之、兩人共御手伝ニ罷出候	昭元	十六日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
廿九日	為春	十七日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	十八日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
三月朔日	為春	十九日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	廿日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
二日	為春	廿一日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	廿二日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
三日	為春	廿三日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	廿四日	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
四日	為春			
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元			
五日	為春			
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元			
六日	為春			
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元			
七日	為春			
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元			
八日	為春			
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元			
九日	為春			
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元			

今日拝診仕候処、御異状不被為在候	為春	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
廿五日		九日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
廿六日		十日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春
廿七日		十一日	御不快二付、御不参
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	十二日	
廿八日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	十三日	為春
廿九日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今日拝診仕候処、御異状不被為在候	昭元	十四日	昭元
卅日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	十五日	為春
閏三月朔日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今日拝診仕候所、御異状不被為在候、昨	昭元	十六日	昭元
夜、雷鳴二付、罷出候		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春
二日		十七日	為春
今日拝診仕候処、御異状不被為在候	昭元	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
三日		十八日	昭元
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
四日		十九日	為春
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
五日		廿日	昭元
今日拝診仕候処、御異状不被為在候	為春	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
六日		廿一日	為春
今日拝診仕候処、御異状不被為在候	昭元	廿二日	昭元
七日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	廿三日	為春
八日			

今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
廿四日		昼後方大沼ハ被為人候	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	八日	
廿五日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今日拝診仕候処、御異状不被為在候	為春	九日	
廿六日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	十日	
廿七日		樋口氏風邪 ^二 出殿無之	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	十一日	
廿八日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	十二日	
廿九日		今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
今日拝診仕候所、御異状不被為在候、於調練	為春	十三日	
場失敬有之候二付、御出被遊候	昭元	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
卅日		十四日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
四月朔日		十五日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	為春
二日		一、今朝五半時、御供揃 ^二 鹿嶋宮 ^江 御参詣	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	被遊候、御供昭元、御先詰為春	
三日		十六日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	一、今朝日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
四日		十七日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	今朝日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
五日		十八日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元	今朝拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
六日		十九日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	為春	今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元
七日		廿日	
今日拝診仕候所、御異状不被為在候	昭元		

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

廿一日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

廿二日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

廿三日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

同正午

道（光カ）之介様御箸揃ニ付、御用人三人吟味役

此方兩人頭取、女中不残於御台子頂戴

左之通

御吸物 菊玉子

豆黄卷

御小皿

串魚

生り節

御皿

平貝

串魚

御汁

ふき

香茸

御飯

御香物 沢庵

御猪口

若布

廿四日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

廿五日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

廿六日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

廿七日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

廿八日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

廿九日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

五月朔日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

二日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

三日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

四日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

五日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

六日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

七日

今日拝診仕候所、御異状不被為在候

御吸物

御酒

御飯

御猪口

御平

御香物

御汁

御飯

為春

昭元

為春

昭元

昭元

為春

昭元

為春

為春

御皿

たなご煮付

御皿

竹子、あわひ

糸こんにやく

御皿

ふき 豆ふ

御汁

豆腐

御飯

生りふし

〔翻刻注〕

※注番号は、本文の注番号と区別して「」で表した。

※見出し語をわかりやすいようにゴシックとした。

- [1] 弦尾 阿部正功生母。宮地新一郎二女弦（一八三二〜九〇）。法号賢光院殿浄譽妙節大姉（阿部一六九）。
- [2] 東左衛門 権田東左衛門、高三〇〇石、外五〇俵役料、奥御用人。
- [3] マクリ 海人草（紅藻類の一種）の別名、回虫駆除剤として用いられた。この場合は、胎毒下しに使われた。
- [4] 甚五左衛門 阿部甚五左衛門、七〇人扶持家老。
- [5] 軍右衛門 平田軍右衛門、高四五〇石。
- [6] 道躰 佐々木道躰、奥医師、高二〇〇石。
- [7] 良英 土橋良英、奥医師、高一五〇石。
- [8] 龍庵 佐々木龍庵、奥医師、一五人扶持。
- [9] 桂茯苓料 桂枝茯苓丸のことか。婦人科系の病に用いられることが多い。
- [10] 佐坂河二郎 儒者、二〇人扶持。
- [11] 臍帯 へその緒のこと。
- [12] 臍輪 へその緒が胎児に付着していた部分。
- [13] 奇応丸 熊の胆など生薬から作られた小児用の丸薬。小児の疳の虫、腹痛・乳吐きなどに用いた。
- [14] 二陳湯 吐き気や嘔吐をおさえる漢方薬。
- [15] 桑白皮 クワ科の根から作られる咳にきく漢方薬。

三、内容—阿部正功の誕生、成長記録—

正功の実父は、阿部家一五代正誓、本家福山藩より入った養子である。

母親は正室ではなく、女中の弦尾であった。
懐妊・出産前

八月四日、まだ確定ではないが、女中の弦尾が懐妊したかもしれないという診断が下され、日常の食物に気をつけるように指示が出されている。普段食べた方がよいもの、食べないように気をつける食品があげられている。禁じられている食品には、灰汁の強いものや辛いものなど刺激物、まぐろなどがあげられていて、現在でも避けるべき食品と考えられているものが見られることは興味深い。こうした妊婦への諸注意は、一八世紀初めには育児書も出版されるようになり、こうした指導も広まりはじめていたことが窺える。

九月に入って、医師同役全員が診察し、懐妊は間違いないということで、五か月目に入る頃であろうと為春が診断した。九月二〇日の吉日に着帯の儀式、内祝いが行われた。着帯とは、五か月目に安産を願って腹帯を締める儀式である。御用人、吟味役、為春・昭元、女中たちに祝いの料理が下賜されている。この時の祝の献立の内容と使われた食材が記しており、こうした儀式にどのような膳が出されていたのかを知ることができるといえる。なお、以後の儀式の際の献立も同様に記されている。

出産

正月二三日、弦尾がにわかに産気づき、七半時過ぎ（午前二時半）に男子を出産した。臨月は二月でまだ先であったが、体は小さい

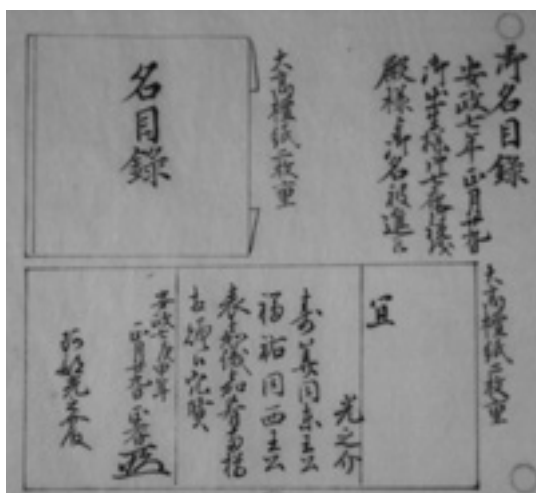


図1 「御名目録」

が元気であり、健康状態は良好であった。『公余録』⁹によれば、公儀への届けの儀は追って差し出すようにと記されており、すぐには届け出をしていないことがわかる。これは江戸時代の子供の生存率の低さを反映しており、無事に育つかどうかが見極められてから、幕府に届けが出された。

為春と昭元兩人は、「御出生様付」というわけではないがその心得でつとめるよう命じられ、当分の内は一人ずつ交互に毎日出仕するように命じられている。

一月二四日、儒者である佐坂河二郎の妻が乳付人に選ばれて、初めて赤子に乳をあげている。

一月二九日、御七夜（誕生後七日目の祝）が行われた。父正耆より、幼名光之介と命名された。『公余附録』¹⁰には、図1のような大高檀紙二枚重ねの「名目録」が渡されたことが載っている。

出産後

それまで異状が特になかったが、二月四日に光之介の具合が悪くなり、容態の変化に対応するために兩人共詰めていたが、昭元は帰り、この日は為春が泊番をした。他の医師も拝診しており、心配な状態にあったことが窺えるが、しだいに容態も落ち着いていた。為春・昭元は、八日には祝金一〇〇疋、治療に尽力したことに対して金

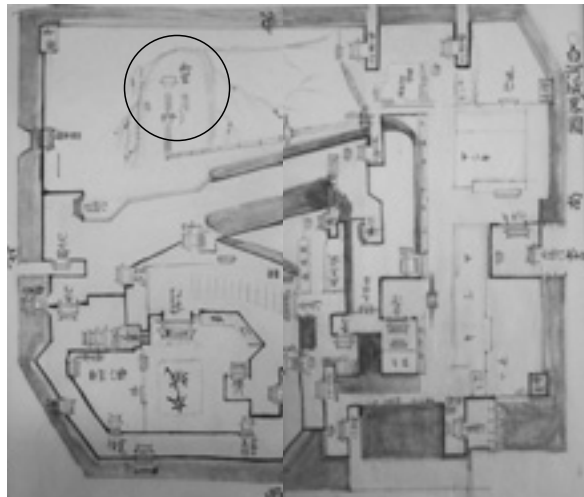


図2 白河城略図

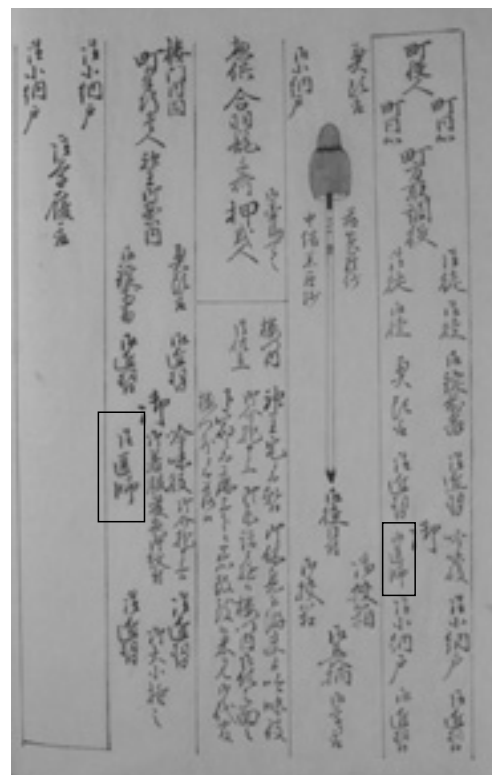


図3 鹿島神社参詣行列

一〇〇疋を贈られている。

しかし、その後また九日ごろから乳を吐いてしまったり、咳がついたりしたが、治療の結果、その後はほとんど異状がなく順調に成長している。

一月二三日、宮参りの儀式が行われている。宮参りは、生後一か月がたったことを祝って、産土神に参拝する儀式である。この時は、城の中のお宮に参ったのだらうか(図2)¹²。五半時(九時頃)お宮に参詣し、四半時(一一時)過ぎに帰殿している。その後、居間の次の間で、お供をした為春は、酒、吸物、お赤飯、祝いの料理をいただいている。

二月一五日には、光之介の様子も安定しているので、以降の泊番は免除された。

四月一五日、産土神である鹿島神社(現白河市大鹿島。白川城下の総鎮守であり、古くは延喜式の式内社でもあった)に初めて参詣している。『公余附録』¹³には、供揃えの編成が記録されている(図3)。

四月二三日、箸揃えの儀式が行われた。お食い初めとも言われ、一生食べ物に困らないようにという願いを込めて、生後一〇〇日目位の乳児に初めて食べ物を食べさせる儀式をいう。食べるといっても、食べるまねをするのである。この時は、御用人、吟味役、為春、昭元、女中も残らず褒美

の饗応を受けている。

そして五月四日、初節句のところで、今回紹介する日記の記述は終わっている。

おわりに

以上、簡略ながら、藩医による阿部正功の誕生から約四か月の間の出産前、出産後の通過儀礼を中心に、内容を紹介してきた。毎日の診察記録には、詳細に体調が記されており、具合が悪くなった時にどのような対処をし、薬を処方したかなど、医療的な観点からみても、また子育てに関する研究にとっても、貴重な史料であるといえよう。また、大名家の子女の出生儀礼や具体相を窺い知ることができるとも有用であると思われる⁽¹⁾。この史料は、いろいろな観点から研究が進められる素材であるといえる。今後、次号の紀要で、引き続き医師の目から見た正功の成長記録を紹介していく。

謝辞

本稿執筆にあたっては、阿部正靖氏、白河市歴史民俗資料館・白河集古苑学芸員内野豊大氏に大変お世話になった。記して謝意を表したい。

注

(1) 阿部正靖氏寄託・学習院大学史料館収蔵「陸奥国棚倉藩主・華族阿部家史料」(『陸奥国棚倉藩主・華族阿部家資料目録』二〇〇一年)を参照のこと。阿部家は、譜代大名で、老中など幕府の要職を務めた人物を輩出した家柄である。第二代藩主阿部忠秋の時に武蔵国忍(現埼玉県行田市)を与えられ、三代正武の代に一〇万石を領するようになった。以来一八四四年間忍を治めたが、文政六年(一八二三年)に陸奥国白河、その後棚倉に移され、その地で維新を迎えた。維新後、第一八代藩主正功は子爵を授けられ、華族に列せられた。本史料は

昭和四三年(一九六八)に学習院大学に寄託され、総数四七〇〇余点にのぼる。以下、本稿で、阿部家文書を引用する際は、「阿部史料番号」とする。

(2) 文政一二年(一八二九)、福山阿部家の阿部正稔の長男として生まれ、嘉永元年(一八四八)白河藩を相続した。翌二年(一八四九)より幕府奏者番を務めたが、文久二年(一八六二)奏者番制度が廃止されたことにより職を解かれた。江戸府内警衛、大坂警衛、京都警衛などを歴任したが、京都滞在中に発病し、元治元年(一八六四)に三八歳で没した。

(3) 丸山美季「阿部正功の生涯と学問—人類学・土俗学・考古学」(『学習院大学史料館紀要』第一八号、二〇一一年)、同著〈史料紹介〉阿部正功著「棚倉紀行」(『学習院大学史料館紀要』第一九号、二〇一二年)。

(4) 「安政七庚申星舎孟春正月筆記、白陽藩分限并席順表」(学習院大学史料館蔵)。

(5) 『藩士先祖書・由緒書』(阿部一〇五五—一一二)。

(6) 「薩州御家中諸役付」(『薩州島津家分限帳』青潮社、一九八四年)の中に、奥医師河野宗胆と出てくる。

(7) 『藩士先祖書・由緒書』(阿部一〇五五—一一四)。

(8) 梶谷真司「江戸時代の育児書から見た医学の近代化—桑田立齋『愛育茶譚』の翻刻と考察—」(『帝京国際文化』20、65-118、2007-02、帝京大学文学部)など。

(9) 『公余録』八(阿部九〇三)

(10) 『公余附録』六(阿部九〇四—六)

(11) 文政六年(一八二三)に忍から白河へ移封後、同九年(一八二六)に鎮護神御宮が城内の花畑外御矢場脇跡に再建され、遷宮が行われている(『公余録』六、文政九年七月一八日、廿日条)。この鎮護神御宮のことを指すと推測される。

(12) 注(10)と同じ。

(13) 注(10)と同じ。

(14) 武家の出産、生育儀礼についての研究には、池田仁子「金沢城代横山家出生にみる家臣と医者と女性」(『研究紀要 金沢城研究六号』、二〇〇七年)、大藤修「秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四一号、二〇〇八年)などがある。